

令和6年度 旭川市給付型奨学金 申込みのご案内（大学等用）

～令和7年度に大学等に入学を予定している学生等の皆さんに

修学に必要な資金の一部を給付する返還不要の奨学金制度です～



・ ・ 受付期間 ・ ・

令和6年9月2日（月）～

令和6年10月21日（月）

（土日休日を除く）

受付時間：午前8時45分～午後5時15分

提出先及び問い合わせ先

旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階

子育て支援部 子育て助成課（奨学金担当）

電話 25-9107（直通）

※応募者が多数の場合、応募資格を満たしていても不支給になる場合があります。

令和6年度 給付型奨学金（大学等）募集要項

1 応募資格等

(1) 対象となる方

①令和7年度に学校教育法に規定する大学（大学院を除く）、専修学校（専門課程に限る）、に入学を予定している、旭川市内及び近隣8町（※①）に所在する高校等に在学している方（定時制及び通信制高校※②を含む）

※①上川郡鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町

※②通信制高校については、所在地を問わない。

②高等専門学校第4学年に進級を予定している、旭川工業高等専門学校に在学している方

※高等専門学校の第4学年に進級を予定している場合は、奨学金のみの支給となり、入学準備金の支給対象外となります。

※申請年度の翌年度において、生計維持者が学生等に係る高等学校就学費を受給しないことが条件となります。

(2) 支給要件

次の全てを満たしていること

①生計維持者の令和6年度の道府県民税及び市町村民税の所得割額（税額控除前）の合計が **257,500円未満**の世帯であること

※生計維持者が2名いる場合は、合算すること

※生計維持者は、父母がいる場合、原則として父母（2名）が生計維持者となります。

②次の要件を満たすこと

ア 生計維持者は、令和6年1月1日から申請日までの間、継続して本市に住所を有していること

イ 申請者及び生計維持者は、申請日時点において、旭川市奨学金・入学仕度金の返還に滞納がないこと

ウ 申請者及び生計維持者は、申請日時点において、本市の市税に滞納がないこと

エ 学業が優秀（成績表の評定が4.3以上であること）で性行が善良であること

※応募者が多数の場合、応募資格を満たしていても不支給になる場合があります。

※旭川市奨学金、入学仕度金、その他の奨学金との併用は可能です。

◎「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」

市民税	税額控除前所得割額④	6月分	
	税額控除額⑤	7月分	
	所得割額⑥	8月分	
	均等割額⑦	9月分	
道民税	税額控除前所得割額④	10月分	
	税額控除額⑤	11月分	
	所得割額⑥	12月分	
市民税・道民税の⑥の合計			
森林環境税	控除不足額⑩	4月分	
	既納付額⑪	5月分	
額	既納付額⑫		
	差引納付額⑬-⑭-⑮		
	変更前税額⑯		
	増減額⑰-⑱		
	変更月		

◎「市民税・道民税・森林環境税 税額決定納税通知書」

年度 市民税・道民税・森林環境税 課税明細書(2)			
区	分	課税標準額	税率
総所得		円	9
山林所得		円	
肉用牛の売却価額		円	
分譲短期一般分譲		円	11
長期一般分譲		円	頁
課税		円	目
株式等の譲渡所得(一般分・上場分)		円	参
上場株式等の配当等		円	
先物取引		円	照
算出所得割額合計			
調整控除額			
税配当控除額			
住宅借入金等特別控除額			
寄附金税額調整額・外国税			
除定額減税額			
所得割額①			
均等割額②			
市民税額・道民税額の合計			
森林環境税額③			

2 給付型奨学金の種類及び支給金額

入学準備金	自宅通学	自宅外通学	申請年度の3月末 までに支給
	300,000円	500,000円	
奨学金	年額100,000円 半期分ずつ2回支給		2学年以降の 6・12月に支給

3 受付期間

令和6年9月2日（月） ～ 令和6年10月21日（月）（土日休日を除く）
受付時間：午前8時45分 ～ 午後5時15分

4 申し込み方法

必要書類を子育て助成課（〒070-8525 旭川市7条通9丁目 総合庁舎3階）の
窓口へご持参いただくか郵送してください。

5 提出書類 （1）～（4）の書類については市ホームページから印刷していただくか市 子育て助成課窓口で配付しております。

（1）給付型奨学金（大学等）支給申請書

「申請者」、「生計維持者」及び「上記以外の生計維持者」の署名欄は、必ず本人が自署
してください。

※支給要件を申請時に確認するため、税額控除前の所得割額が確認できる書類をご持参
ください。（郵送の場合は書類のコピー等を添付してください。）

※電話番号は、日中連絡が取れやすい番号（携帯電話等）を記入してください。

（2）入学予定大学等申請書

入学予定（受験予定）の大学を全てご記入ください。

（3）世帯状況票

申請者や生計維持者及び生計を一にする世帯員（兄弟等）の氏名等をご記入ください。
源泉徴収票や市税等の決定通知書など、扶養家族の人数が確認できる書類を添付して
ください。

（4）給付型奨学金（大学等）推薦書

様式を印刷していただき、在学している高校等に記入を依頼してください。

（5）成績証明書

申請者（学生等）が在学している高校等で交付を受けてください。

（6）納税証明書（市税の滞納のないこと）※有料です。

税制課（総合庁舎3階税2番窓口）もしくは各支所にて取得してください。申請者と生
計維持者の人数分必要です。窓口で「完納証明」とお伝えください。

代理人申請は、委任状が必要です。

【市外に在住されている方がいる場合】

- a. 住民票
- b. 所得割額（税額控除前）が確認できる書類（令和6年度分）

保護者等や両親のうち一人が市外に住んでいる場合や、生徒等のみ市外に居住して市内および近隣8町の高校に通っている場合は「a. 住民票」が必要です。

また、保護者等や両親のうち一人が市外に住んでいて、なおかつ市外で市道民税等が課税されている場合は「b. 所得割額（税額控除前）が確認できる書類」が必要です。勤務先から渡される「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」（※①）または市町村から送付される「市民税・道民税・森林環境税課税明細書（2）」（※②）の写しを添付してください。※①②については、お住まいの市町村によって名称が異なる場合があります。

6 奨学生の選考について

支給要件を満たした申請が予算の範囲を超える場合、旭川市奨学生等選考委員会において定めた選考基準により、支給対象者を選考します。

7 個人情報等の取扱いについて

給付型奨学金の支給決定のため、住民登録資料、税務資料等について、関係機関へ調査、照会又は閲覧を行います。

ただし、本調査等で得た情報は、給付型奨学金申請に係ること以外に使用いたしません。

8 申請後の手続きについて

審査の経過によっては、追加資料の提出のお願いや、お電話でいくつか確認させていただくことがあります。

支給の可否については、審査後に文書でお知らせします。

9 支給決定の取り消しについて

本申請について、偽りその他不正な手段により、給付型奨学金の支給の決定を受けたことが判明した場合は、その決定を取り消すことがあります。

取り消しとなった場合は、支給された奨学金を一括で返還していただきます。

～ ご不明な点がありましたら、担当までお問い合わせください ～

旭川市子育て支援部子育て助成課（奨学金担当）

25-9107（直通）